

2. 病虫害防除に係る指導体制並びに市町及び農業に関する団体との連携に関する事項

1) 病虫害防除の指導体制

本県における病虫害防除を効率的に実施するため、県関係機関、市町及び農業団体・関係団体は以下の役割のもと、相互に密接な連携を図るものとする。

2) 県関係機関、市町、農業団体・関係団体の役割

(1) 県関係機関

県は、市町、関係団体等と連携し、農業者への適切な防除指導等を行う。また、県内の発生予察情報を地域の農業者等に迅速に提供することにより、適時かつ適切な防除指導に努める。この情報提供にあたっては、市町や関係団体に対して、ホームページへの掲載、電子メール、FAX など多様な媒体を活用することにより迅速かつ確実に伝達する。

(2) 市町

市町は、発生予察情報や各種病虫害に関する情報を農業者等に提供するなど、効果的な病虫害防除の推進に協力する。

(3) 農業団体・関係団体

農業団体・関係団体は、県や市町と連携し、効果的な病虫害防除の推進を図るため、発生予察情報や各種病虫害に関する情報を農業者等に提供することに努めるものとする。

病虫害防除の指導体制

